

〔日次紀事三月〕三日 雛遊今日良辰兒女製紙偶人是稱雛玩之者元贖物之義而乃祓具也或名母乎蓋以斯物撫母子身體於水邊解除之或飲桃花酒亦修禊事之微意者

〔日本歲時記三月〕三日 今日めのわらはのたはぶれ事にひるなあそびとてちいさき人形をもてあそぶ事ありひるなあそびの事は源氏物語などにも見え侍ればいにしへより有し事なり又源氏に十にあまりぬる人はひるなあそびはいみはべるものをとあれば十よりうちにてする事ならし又這子とてふとき人形に衣服をぬふてさせ帯などさせてこれをもてあそぶ事あり源氏にも見えたるあまがつは此事なるべし

〔倭訓栞前編二十五〕ひ、なあそび 齋宮女御集源氏物語枕草紙などに見えたり雛遊の義也雛

は小形をいふひな形などいふが如しよて人勝をもひ、なと呼り源氏に元朝にも野分の朝にも翫し事見えたれば昔は平生の事たりしにやひ、なあはせといふ事中務家集に見えひなやしろは齋宮女御集にみえたり 上巳の雛遊はもと贖物の義也といへり源氏の君須磨に左遷の時三月巳の日陰陽師を召て祓へさせ給ひことごとく人形を舟に載て流す事彼物語に見えたり一説に幸神祭の義なるべしといへり

〔秋苑日涉六〕民間歲節上 三月三日略 中 是日家有女兒必陳人勝略 中 謂之雛會略 中 近世衣之以繡纈飾之以金珠一對價或至五六十金比者嚴禁其淫靡者雖領歸質要非復古制也

〔名物六帖器財三〕人勝武平一景龍文館記中宗正月七日御清暉偶勝像說 人勝關登高遇雪因賜金綵人勝令學士賦詩

〔荆楚歲時記〕正月七日爲人日以七種菜爲羹剪綵爲人或鏤金簿爲人以貼屏風亦戴之頭鬢又造華勝以相遺登高賦詩

○按ズルニ康熙字典ニ引ク所ノ荆楚歲時記ニハ或鏤金簿爲人ノ人字ヲ人勝ノ二字ニ作り勝ハ婦人首飾ナリト解セリ